

こぐま園QA

Q.病後児保育とは何ですか？

A.病気の回復期にあるお子さんを、看護師と保育士が専用施設内でお預かりします。

Q.どんな場合に利用できますか？

A.病気により通院し、医師の診断を受けた後、回復期を迎えたときに利用できます。

例) 風邪で熱がでたので病院に行って治療し、今は37℃台まで下がった。安静にさせた
いので、あと数日、保育所や小学校を休ませたいが、保護者が仕事を休めないとき。

※必ず医師の診断を受けてください。医師の診断がないと利用できません。

Q.何歳の子どもが利用できますか？

A.生後6か月から小学校6年生までのお子さんが対象です。

Q.登録しないと利用できませんか？

A.安全にお子さんをお預かりするため、必ずあらかじめ利用児童登録の届出をお願いします。

※あらかじめ登録の届出をした上、利用申込は利用日の前日までにお願いします。なお、
利用日当日申込の場合は、必ず事前に「こぐま園」へ電話連絡をお願いします。

Q.連続して利用できるのは何日間ですか？

A.原則7日間ですが、この7日間の計算には休業日である土日祝日と年末年始（12月29日
から1月3日まで）を含みます。

例) 令和6年7月10日（水）から利用開始するケース

1日目 7月10日（水）利用できます

2日目 7月11日（木）利用できます

3日目 7月12日（金）利用できます

4日目 7月13日（土）利用できません（土曜日のため）

5日目 7月14日（日）利用できません（日曜日のため）

6日目 7月15日（月）利用できません（祝日のため）

7日目 7月16日（火）利用できます

Q.どんな病気でも利用できますか？

A.感染力の強い病気（新型コロナ、インフルエンザ、水ぼうそう、風しんなど）については、
別途要件がありますので、利用の手引きをご確認ください。

Q.朝からでなく午後からなどでも利用できますか？

A.空き状況によっては利用できる場合がありますので、前日までに利用申込みのうえ、お電
話でお問い合わせください。なお、利用料金は1日分になりますので、ご了承のうえ利用
ください。

Q.ふだん子どもを保育所などには預けておらず家庭で保育をしても利用できますか？

A.お子さんが病気の回復期にあつて、保護者が以下1)～3)のいずれかの条件を満たせば利用できます。

- 1) 仕事や職業訓練などで、一時的にお子さんを保育できないとき
- 2) 病気や事故、出産、家族の介護などで、一時的にお子さんを保育できないとき
- 3) 冠婚葬祭などで、一時的にお子さんを保育できないとき

※いずれの場合も、お子さんが病気の回復期であることが条件です。

Q.予約当日に急に容体が悪化したとしても利用できますか？

A.お子さんの状態を確認しますので、当日の朝、施設に連れて来る前に、お電話でご相談ください。お預かりできない場合はキャンセルとさせていただきますので、再度、医療機関を受診するなどして、回復期を迎えたときにあらためてご利用ください。

例) 風邪により通院治療し、昨日には熱が37℃台に下がって状態が落ち着いていたため利用予約をしていたが、当日の朝になったら、急に咳がひどくなってきたとき。

※看護師が状態を確認しますので、相談の電話は、看護師が対応可能となる午前8時以降にお願いします。

Q.予約当日に元気になって預ける必要がなくなったときはキャンセルできますか？

A.予約当日でもキャンセルできます。キャンセル待ちをしているお子さんもいますので、必ずご連絡ください。

※当日キャンセルの電話は、午前8時30分までにお願いします。

Q.利用中に呼び出されることはありますか？

A.お子さんの容体が悪化したときは保護者に連絡しますので、お迎えをお願いします。また、万が一、急を要するようなときは、救急車を手配することがあります。

Q.延長保育はありますか？

A.延長保育はありませんので、指定時間までのお迎えをお願いします。

Q.利用料金はどのように払えばいいですか？

A.お帰りの際に納付書をお渡ししますので、14日以内に金融機関の窓口でお支払いください。詳しい納付場所は、添付書類に記載されています。

Q.ほかの子どもの病気はうつりませんか？

A.感染症のお子さんは隔離するなど十分注意していますが、絶対にうつらないとは言い切れませんので、ご了承のうえご利用ください。